

# 財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

（ 令和 4 年 6 月 15 日  
財 務 省 ）

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 3 年 10 月 22 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（令和 4 年 5 月 27 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ。以下「政府実行計画実施要領」という。）に基づき、財務省（国税庁を含む。以下同じ。）が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

なお、「財務省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 29 年 3 月 23 日財務省環境配慮の方針推進委員会決定）については、廃止する。

## 記

### 1. 対象となる事務及び事業

本計画は、財務省が行う全ての事務及び事業を対象とする。

なお、財務省所管の独立行政法人及び特殊法人については、「7. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組」に基づき取組を行うこととする。

### 2. 対象期間等

本計画は、2030 年度までの期間を対象とする。

### 3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、財務省の事務及び事業に伴い直接的並びに間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%以上削減することを目標とする。

この目標は、財務省の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

なお、船舶の使用に伴う排出については、上記の削減目標の対象外とするが、これらの活動からの排出量については、排出量の把握を行い、取組の進捗状況を点検することとする。

### 4. 個別対策に関する目標

#### 1. 太陽光発電の導入

2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。以下同じ。）の約 50%以上に太陽光

発電設備を設置することを目指す。

## 2. 新築建築物のZEB化

今後予定する新築事業については、原則ZEB（Net Zero Energy Building）<sup>※1</sup>のうち、ZEB Oriented<sup>※2</sup>相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready<sup>※3</sup>相当となることを目指す。

※1 ZEB（Net Zero Energy Building）とは、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギー化を実現する建築物の総称をいう。なお、エネルギー消費量の削減割合の高い順に『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階としている。ZEB（Net Zero Energy Building）の具体的な評価基準については、別紙のとおり。

※2 ZEB Orientedは、ZEB（Net Zero Energy Building）の第1段階で、第2段階のZEB Readyを見据えた建築物をいう。

※3 ZEB Readyは、ZEB（Net Zero Energy Building）の第2段階で、『ZEB』を見据えた建築物をいう。

## 3. 電動車の導入

公用車については、代替可能な電動車（電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車）がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とする。

## 4. LED照明の導入

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。

## 5. 再生可能エネルギー電力の調達

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

# 5. 措置の内容

政府実行計画及び政府実行計画実施要領で定める各措置及び取組を実施することとし、特に以下の取組を重点的に実施する。

## 1. 再生可能エネルギーの活用に向けた取組

### (1) 太陽光発電の導入

ア 財務省が新築する庁舎等の建築物における整備

財務省が新築する庁舎等の建築物については、約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

イ 財務省が保有する既存の庁舎等の建築物における整備

財務省が保有する既存の庁舎等の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。

ウ 整備計画の策定

これまでの整備計画の達成状況と今後の庁舎等の新築及び改修等の予定も踏まえ、ア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

### (2) 太陽光発電設備の設置及び維持管理に当たっての留意事項

ア 太陽光発電設備は、設置する建築物に適した整備を行うものとし、太陽光発電設備の設置により、建築物本来の機能及び使用目的を損なわないよう留意するとともに、反射光など周辺環境への影響にも配慮する。

イ 太陽光発電の導入に当たっては、必要に応じ、PPAモデル<sup>\*</sup>の活用も検討する。

ウ 太陽光発電設備の設置に関して、国民への周知についても考慮するとともに、発電電力量等を表示するなど、効果についての説明にも配慮する。

※ 事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電などを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用量を P P A 事業者（電気を利用者に売る電力事業者）に支払うビジネスモデルを想定している。

### (3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の最大限の活用

ア 太陽光発電により生じた余剰電力の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

イ 建築物の規模、構造等の制約を考慮しつつ、財務省の保有する建築物に地中熱、バイオマス熱、太陽熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

## 2. 建築物の建築、管理等に当たっての取組

### (1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえ、今後予定する新築事業については原則 Z E B Oriented 相当以上としつつ、2030 年度までに、新築建築物の平均で Z E B Ready 相当となることを目指す。その実現に向け、『Z E B』、Nearly Z E B、Z E B Ready の基準を満たすことが可能な建築物においては、積極的に、より上位の基準を満たす建築物を目指す。

ウ 断熱性能向上のため、屋根、外壁等への断熱材の使用や、断熱サッシ・ドア等の断熱性の高い建具の使用を図る。特に、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、窓のひさしやブラインドシャッターの導入など、断熱性能の向上に努める。

また、増改築時にも省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、加えて、建具や設備の改修を含む大規模改修を実施する場合は、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（平成 27 年法律第 53 号）に定める省エネ基準に適合する省エネ性能向上のための措置を講ずるものとし、省エネ基準を超える Z E B (Net Zero Energy Building) 等の省エネ性能を満たすことが可能な建築物においては、当該性能を積極的に満たす建築物を目指す。また、内装改修のみを予定しているような場合でも、内装改修と併せて、省エネ性能向上のための措置の実施について検討し、可能な限り実施するなど、計画的な省エネ改修の取組を推進する。

エ 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入に当たっては、以下の取組を行う。

(ア) 空調設備を新設又は改修する際は、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器の導入を図る。また、既存の空調設備についても、温室効果ガスの排出の少ない高効率な機器への計画的な更新を図る。

(イ) 既設空調設備において冷却性能の低下等の異常が認められる場合は、効率低下や冷媒の漏えいを防止するため、速やかに補修する等、必要な措置を講ずる。

オ 適切な室温管理に当たり、以下の取組を行う。

(ア) 空調設備の適切な運用により、庁舎内における適切な室温管理（冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度）を図ることを一層徹底する。

(イ) 外気温や湿度、立地、建物の状況等も考慮し、適切な室温となるよう、空調設備を適切に使用する。

(ウ) 職員においては、「クールビズ」、「ウォームビズ」を励行する。

(エ) コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適切な運用に努める。

カ 損失の少ない受電用変圧器の使用を促進する等設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

キ 省エネルギー診断<sup>※</sup>の実施に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の基本方針及び以下の方針に基づき進める。

(ア) 財務省が管理する大規模な庁舎（中央官庁庁舎及び延床面積が5万㎡以上の地方庁舎）から順次、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施し、当該診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。更に、施設・機器等の更新時期も踏まえ、高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。

(イ) 財務省が管理する延床面積が1万㎡以上の地方庁舎及び1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設以外の1万㎡未満の施設においても、積極的な省エネルギー診断の実施に努める。

(ウ) 既に省エネルギー診断を実施済みの施設については、診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。また、1万㎡未満の施設から抽出した代表的な施設で実施した省エネルギー診断結果については、当該施設においてエネルギー消費機器や熱源の運用改善を行うとともに、そこで得られた知見を、施設の規模や用途が類似している他の施設に横展開し、更なる省エネルギーに向けた取組を行うこととする。

※ 省エネルギー診断とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」の基本方針によるもの。

ク エネルギー管理の徹底を図るため、以下の方針に基づき、ビルのエネルギー管理システム（BEMS）を導入する。

(ア) 小規模庁舎に比べて削減ポテンシャルが高いと考えられる財務省が管理する大規模な庁舎（財務省本庁舎及び中央合同庁舎4号館）についてBEMSの導入を図る。

(イ) 5万㎡未満の地方庁舎への導入についても、温室効果ガス排出削減対策・省エネルギー対策を進める観点から、導入に当たり、経済合理性に配慮し、BEMS導入に努める。

## (2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建設資材については、再生された又は再生できるものをできる限り使用するとともに、コンクリート塊等の建設廃材、スラグ、廃ガラス等を路盤材、タイル等の原材料の一部として再生利用を図る。また、支障のない限り混合セメントの利用に努める。

イ 建設廃棄物の抑制を図るため、以下の取組を行う。

(ア) 建設業に係る指定副産物の再生利用を促進するとともに、指定副産物の新規用途の開発に努める。

(イ) 建設業者による建設廃棄物等の適正処理を発注者として確認する。

- ウ 雨水利用・排水再利用設備等の活用により、水の有効利用を図るため、以下の取組を行う。
- (ア) 建築物等における雨水の適切な利用が可能な場合は、雨水の貯留タンク等の雨水利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - (イ) 建築物から排出される排水の適切な再利用が可能な場合は、排水再利用設備の導入について、建築物の規模・用途に応じて検討し、設置する。
  - (ウ) 節水トイレ、感知式の洗浄弁、自動水栓など節水に有効な器具などを設置し、また、排水再利用・雨水利用設備等の日常の管理の徹底を図る。
- エ 「建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和3年10月1日木材利用促進本部決定）及び「公共建築物における木材の利用の促進のための計画」（令和4年3月31日財務省）に基づき、積極的に木造化を推進する公共建築物の範囲に該当する公共建築物について、原則として全て木造化を図るものとし、また、高層・低層にかかわらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進するものとする。
- また、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）の基本方針に基づき、合法性が証明された木材又は間伐材での木造化及び内装等の木質化に取り組むものとする。
- オ 安全性、経済性、エネルギー効率、断熱性能等に留意しつつ、利用可能である場合には、ハイドロフルオロカーボン（以下「HFC」という。）\*を使用しない建設資材の利用を促進する。
- \* HFCとは、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成28年法律第50号）第2条第3項第4号に掲げる物質をいう。
- カ 建築物の建築等に当たっては、エネルギー消費量の少ない建設機械を使用するよう発注者として促すとともに、出入車輛から排出される温室効果ガスの削減を発注者として促す。
- キ 敷地内の緑化や保水性舗装、散水について、以下の取組を行う。
- (ア) 庁舎等の敷地に植栽を施し、緑化を推進するとともに、保水性舗装を整備し、適切な散水の実施に努める。
  - (イ) 敷地内の環境の適正な維持管理の推進のため、所管地に生育する樹木のせん定した枝や落葉等は、再生利用を行い、廃棄物としての排出の削減を図る。
- ク 定格出力が大きく負荷の変動がある動力装置について、インバータ装置の導入を図る。
- ケ エレベーターの運転の高度制御、高効率LED照明の設置、空調の自動制御設備について、規模・用途に応じて検討し、整備を進める。
- コ 屋外照明器具の設置に当たっては、上方光束が小さく省エネルギー性の高い適切な照明機器を選定する。
- サ 最大使用電力を設定し、使用電力に応じて警報の発報や一部電力の遮断（防災上必要な部分を除く。）などを行う電力のデマンド監視装置等の導入を図る。
- シ 機器の効率的な運用に資するため、温度センサーや空調の効率低下を防ぐための室外機への遮光ネットなどの導入を図る。
- ス 建築工事の設計者を選定する際、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に

配慮した契約の推進に関する法律」(平成19年法律第56号)の基本方針にのっとり、温室効果ガスの排出削減技術やノウハウに秀でた者であるかどうかを考慮するなど、技術的能力の審査に基づく選定方法を採用し、環境への配慮を重視した企画の提案などの採用を進める。

**(3) 新しい技術の率先的導入**

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるものとする。

**(4) 2050年カーボンニュートラルを見据えた取組**

ア 2050年カーボンニュートラルの達成のため、温室効果ガスを排出する構造のインフラが長期にわたり固定化すること(ロックイン)がないよう、庁舎等の建築物における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化を進める、電化が困難な設備について使用する燃料をカーボンニュートラルな燃料へ転換することを検討するなど、当該設備の脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

イ なお、設備の脱炭素化に当たっては、BCP、地域特性、技術動向も踏まえつつ検討する。

**3. 財やサービスの購入・使用に当たっての取組**

**(1) 電動車の導入**

公用車については、代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については2022年度以降全て電動車とし、ストック(使用する公用車全体)でも2030年度までに全て電動車とする。

また、公用車等の効率的利用等を図るとともに、公用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

**(2) LED照明の導入**

既存設備を含めたLED照明の導入割合を2030年度までに100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行う。

**(3) 再生可能エネルギーの電力調達の推進**

2030年度までに調達する電力の60%以上を再生可能エネルギー電力とする。

この目標(60%)を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行う。

**(4) 省エネルギー型機器の導入等**

ア パソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品等の機器について、旧型のエネルギーを多く消費するものについては廃止又は買換えを計画的、重点的に進め、買換えに当たっては、省エネルギー型のものを選択する。また、これらの機器等の新規購入に当たっても同様とする。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図るとともに、機器の使用時間を縮減するなどによる節電を徹底する。

**(5) その他**

ア 自動車利用の抑制等

(ア) Web会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

(イ) 通勤時や業務時の移動において、極力、鉄道、バス等公共交通機関を利用する。特に霞ヶ関地域においては、警備上・業務上支障がある場合を除き、移動時の公用車の使用を控え、徒歩、自転車又は公共交通機関によるものとする。

- ・ 警備上支障のある場合

例：大臣車、次官車、その他警備上特別の配慮を必要とする車両

- ・ 業務上支障のある場合

例：緊急業務、外国政府関係者の接受、その他公用車の使用が特にやむを得ないと認められる場合

(ウ) タクシー券の適切な管理を一層徹底し、不要不急のタクシー利用を行わないこととし、タクシーを利用する場合は、低公害車の優先利用を図る。

(エ) 来庁者に対しても低公害車の優先利用、自動車の利用の抑制や効率化を呼びかける。

#### イ 節水機器等の導入等

現に使用している水多消費型の機器の廃止又は買換えを計画的に進め、買換えに当たっては、節水型等のものを選択する。また、これらの機器の新規の購入に当たっても同様とする。

#### ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

(ア) 物品の調達に当たっては、再生素材や再生可能資源等を用いた製品を積極的に購入する。

(イ) 詰め替え可能な洗剤、文具等を使用する。

(ウ) 弁当及び飲料容器について、リターナブル容器で販売されるものの購入を進めるとともに、適正な回収ルートを設け、再使用を促す。

(エ) プラスチック製の物品の調達に当たっては、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(令和3年法律第60号)にのっとり、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

#### エ 用紙類の使用量の削減

(ア) 書類の電子化や電子決裁の徹底により、ペーパーレス化を一層推進する。

(イ) 財務省の内部で使用する資料に加え、閣議、審議会等の政府関係の会議へ提出する資料や記者発表資料等についても、ペーパーレス化を進めるとともに、やむを得ず用紙を使用する場合は、両面印刷・両面コピーを徹底するとともに、簡素化・規格の統一化を進め、そのページ数や部数についても必要最小限の量となるよう見直しを図る。

(ウ) 不要となった用紙類(ミスコピー、使用済文書、使用済封筒等)については、再使用や再生利用を徹底する。特に、裏紙使用が可能な場合は、裏紙使用を徹底する。また、シュレッダーの使用は、秘密文書の廃棄の場合のみに制限する。

(エ) コピー用紙、事務用箋、伝票等の用紙類の年間使用量について、部局単位など適切な単位で把握・管理し、使用量の見える化を図ることで、削減を推進する。

(オ) FAXは、その他の媒体でのやりとりが困難である場合を除き、原則として使用しないこととする。

#### オ 再生紙の使用等

- (ア) 購入し、使用するコピー用紙、トイレットペーパー等の用紙類については、再生紙とすることを徹底する。
- (イ) 印刷物については、再生紙を使用するものとする。また、その際には古紙パルプ配合率を明記するよう努めるとともに、可能な場合においては、市中回収古紙を含む再生紙の使用拡大が図られるような配慮を行う。

#### カ 合法木材、再生品等の活用

- (ア) 購入し、使用する文具類、機器類、制服・作業服等の物品について、再生材料から作られたものを使用する。
- (イ) 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 48 号）等に基づき合法性が確認された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた製品を使用する。
- (ウ) 初めて使用する原材料から作られた製品を使用する場合には、リサイクルのルートが確立しているものを使用する。

#### キ グリーン冷媒使用製品の購入・使用の促進

安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、グリーン冷媒（自然冷媒や低GWP冷媒）を使用する製品を積極的に導入する。

#### ク エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

- (ア) 庁舎内の自動販売機を、エネルギー消費が少なく、また、オゾン層破壊物質及びHFCを使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促すとともに、使用実態を精査し、設置台数の減少など適正な配置を促す。
- (イ) コンビニエンスストアなど庁舎内の売店等における営業時間の短縮など省エネルギー化を促す。

#### ケ フロン類の排出の抑制

- (ア) HFC等のフロン類冷媒を使用する業務用冷凍空調機器を使用する場合は、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号。以下「フロン排出抑制法」という。）に基づいて、機器の簡易点検（管理者による 3 月に 1 回以上の点検）及び定期点検（一定規模以上の機器について、専門的知見を有する者による 1 年又は 3 年に 1 回以上の点検）を行い、点検記録簿を整備する。

なお、点検にて漏えい又は故障等を確認した場合には、速やかに処置を行う。

- (イ) 冷媒の漏えい対策のため、IoT技術等を活用した遠隔監視システムなどの漏えい検知システムの導入を図る。
- (ウ) 点検記録及びフロン排出抑制法に基づく証明書等の保存に当たっては、冷媒管理に関連する書類の作成や保存を電磁的に行うことができる冷媒管理システム（RAMS）を活用するなど、電子化に取り組む。
- (エ) 機器の廃棄時には、フロン排出抑制法に基づき冷媒回収を徹底する。

#### コ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊等

庁舎等の公共施設の電気機械器具については、廃棄、整備するに当たって極力六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）の回収・破壊、漏えいの防止を行うよう努める。

### 4. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

#### (1) 廃棄物の 3R+Renewable

- ア 庁舎等から排出されるプラスチックごみについては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律にのっとり、財務省として率先して排出の抑制、リサイクルを実施し、リサイクルを実施することができない場合には熱回収を実施する。また、庁舎等で使用するプラスチック使用製品については、再生素材や再生可能資源等への切替えを実施する。
- イ 分別回収ボックスを十分な数で執務室内に適切に配置する。
- ウ ワンウェイ（使い捨て）製品の使用や購入の抑制を図る。
- エ コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- オ 食べ残し、食品残しなどの有機物質について、再生利用や熱回収を行う。
- カ 食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を積極的に行う。
- キ 会議運営の庶務を外部事業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和3年2月19日閣議決定）にのっとり、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

## (2) 財務省主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ア 財務省が主催するイベントの実施に当たっては、会場の冷暖房の温度設定の適正化、参加者への公共交通機関の利用の奨励、J-クレジット等を活用したカーボン・オフセットの実施、ごみの分別、ごみの持ち込みの自粛・持ち帰りの奨励など廃棄物の減量化、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用するなど、温室効果ガスの削減に資する取組を徹底して行う。
- イ 財務省が後援等をする民間のイベントについても、アに掲げられた取組が行われるよう促す。

## 5. ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

### (1) ワークライフバランスの確保

- ア 計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減を図る。水曜日の定時退庁の一層の徹底を図るため、水曜日の午後5時以降は、業務上やむを得ない場合を除き、原則として、会議の開催、協議文書の協議等を実施しないこととする。
- イ 事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化の一層の徹底を図る。
- ウ テレワークの推進やWeb会議システムの活用等により、多様な働き方を推進する。

### (2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

- ア 地球温暖化対策に関する研修を計画的に推進する。
- イ パンフレット、省内LAN等により、再生紙等の名刺への活用、計画されている地球温暖化対策に関する活動や研修など、職員が参加できる地球温暖化対策に関する活動に対し、必要な情報提供を行う。
- ウ 地球温暖化対策に関するシンポジウム、研修会への職員の積極的な参加が図られるよう便宜を図る。

### (3) 職員に対する脱炭素ライフスタイルの奨励

- 職員に、太陽光発電や電動車の導入など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

## 6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検等

## 1. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・評価・点検は、「財務省環境配慮の方針推進委員会」（平成 15 年 10 月 21 日設置）において実施するものとし、各部局から、温室効果ガスの排出量及び目標達成の見込みや削減対策等の報告を受け、温室効果ガスの排出量の削減の具体策の検討等を行う。

## 2. 温室効果ガス排出削減計画

温室効果ガス排出削減計画については、次の組織・施設ごとに当該計画を定める。

- (1) 本省庁
- (2) 地方支分部局等
- (3) 中央合同庁舎
- (4) 地方合同庁舎

## 7. 独立行政法人等における計画策定等に関する取組

財務省が所管する独立行政法人及び特殊法人に対して、政府実行計画に準じた計画策定及びそれに基づく取組を促すとともに、これらの法人において計画を策定していない場合にはその理由を把握するよう努める。

なお、本取組の点検については、「6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検等」に準じて行う。

## 8. 組織・施設ごとの温室効果ガス排出削減計画

### 【省全体】

#### 財務省温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	8,994,514	7,417,496	6,404,457	▲28.8%
施設 の エ ネ ル ギ ー 使 用	基礎排出係数使用	kg-CO2	101,220,529	92,276,222	30,706,812	▲64.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	86,962,820	87,163,996	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	81,125,473	72,900,013	13,757,480	▲79.4%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	66,867,764	67,787,788	(調整後)	
	(電気使用量) ※	kWh	159,589,501	157,341,287	138,596,762	▲13.2%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.508	0.463	0.250	▲0.169
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.419	0.431	(調整後)	kg-CO2/kWh
	電気以外	kg-CO2	20,095,057	19,376,208	16,949,332	▲15.7%
その他		kg-CO2	—	—	—	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	110,215,043	99,693,718	37,111,269	▲61.3%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	95,957,334	94,581,492	(調整後)	

※ 環境省の整理により、電気使用量については、自家発電分は含めていない。

#### 財務省温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020 年度設置建築物数：143)	50
公用車に占める電動車の割合	%	34.4 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	24.7 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	13.9 (2020 年度)	60

【財務省本省・国税庁】

財務省本省・国税庁本庁温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	227,000	141,438	134,366	▲40.8%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,479,830	3,786,479	1,083,407	▲72.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,953,597	3,778,517	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,540,846	3,332,270	651,908	▲78.4%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,014,613	3,324,307	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	7,780,790	6,862,188	6,519,079	▲16.2%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.455	0.486	0.250	▲0.137
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.387	0.484	(調整後)	kg-CO2/kWh
	電気以外	kg-CO2	938,984	454,209	431,499	▲54.0%
その他		kg-CO2	—	—	—	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,706,830	3,927,917	1,217,773	▲70.9%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	4,180,597	3,919,955	(調整後)	

財務省本省・国税庁本庁温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%
公用車に占める電動車の割合	%	90.4 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	79.8 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	6.4 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化

205 t-CO<sub>2</sub>

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

## ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。

(2) 大臣官房会計課において、国税庁長官官房会計課と協力し、定期的に、財務省本庁舎等の電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。

(3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

【地方支分部局等】

財務省税関研修所温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	—	—	—	—
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	746,005	690,057	338,482	▲51.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	690,781	768,114	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	381,355	345,011	62,446	▲80.9%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	326,131	423,068	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	734,723	780,569	624,455	▲15.0%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.442	0.250	▲0.194
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.444	0.542	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外		kg-CO2	364,650	345,045	276,036	▲24.3%
その他		kg-CO2	—	—	—	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	746,005	690,057	338,482	▲51.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	690,781	768,114	(調整後)	

財務省税関研修所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%
公用車に占める電動車の割合	%	— (2019 年度)	—
LED照明の導入割合	%	42.6 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	6.5 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化

10 t-CO<sub>2</sub>

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ・ コピー機等のこまめな節電対策

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、税関研修所副所長とする。

(2) 税関研修所総務課において、定期的に、電力・ガス等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。

(3) 税関研修所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

## 財務省関税中央分析所温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	—	—	—	—
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	332,466	239,371	69,149	▲76.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	288,208	287,182	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	309,216	211,327	45,899	▲82.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	264,958	259,138	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	597,238	478,115	458,990	▲23.1%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.518	0.442	0.250	▲0.194
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.444	0.542	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外	kg-CO2	23,250	28,044	23,250	増減なし	
その他	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	332,466	239,371	69,149	▲76.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	288,208	287,182	(調整後)	

## 財務省関税中央分析所温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	— (2020 年度設置建築物数 : 0)
公用車に占める電動車の割合	%	— (2019 年度)	—
LED照明の導入割合	%	98.1 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0.0 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
  - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税中央分析所総務課長とする。
- (2) 関税中央分析所総務課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。
- (3) 関税中央分析所総務課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、職員にソフト対策の強化を指示する。

## 西ヶ原研修合同庁舎温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度*	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
公用車燃料		kg-CO2	—	—	—	—	
施設のエネルギー使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	345,494	531,045	154,773	—	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	313,901	617,752	(調整後)	—	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	218,858	383,248	57,227	—
		調整後排出係数使用	kg-CO2	187,265	469,956	(調整後)	—
		(電気使用量)	kWh	421,942	867,077	572,271	—
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.442	0.250	—
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.444	0.542	(調整後)	—
		電気以外	kg-CO2	126,636	147,797	97,546	—
その他	kg-CO2	—	—	—	—		
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	345,494	531,045	154,773	—	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	313,901	617,752	(調整後)	—	

※ 本合同庁舎は財務省本省研修所等の施設を集約して 2017 年に建築されたもの。2013 年度については該当する数字がないため、環境省の整理により、便宜的に財務省本省研修所の実績値を記載していることから、13 年度比は「—」と記載。

## 西ヶ原研修合同庁舎温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	— (2020 年度設置建築物数：1)
公用車に占める電動車の割合	— (2019 年度)	—	
LED照明の導入割合	71.0 (2019 年度)	100	
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	4.7 (2020 年度)	60	

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、財務省部分のみで策定し、入居している他省庁分は含めていない。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化

5 t-CO<sub>2</sub>

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、大臣官房会計課長とする。

(2) 大臣官房会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、職員全員に周知する。

(3) 大臣官房会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加等を行うものとする。

## 財務省会計センター温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	3,846	2,838	2,696	▲29.9%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	443,973	365,524	96,749 (調整後)	▲75.0%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	387,006	435,436		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	398,768	340,302	72,788 (調整後)	▲78.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	341,801	410,214		
	(電気使用量)	kWh	1,054,941	766,192	727,882	▲31.0%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.378	0.444	0.250	▲0.074
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.324	0.535	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外		kg-CO2	45,206	25,222	23,961	▲47.0%
その他		kg-CO2	—	—	—	—
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	447,820	368,362	99,445 (調整後)	▲74.6%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	390,853	438,274		

## 財務省会計センター温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合		%	— (2020 年度設置建築物数：1)	50
公用車に占める電動車の割合		%	100.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合		%	0.0 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	12.0 (2020 年度)	60

○ 主な削減対策と削減効果

(1) 設備改修等ハード対策

- ・ LED照明の導入

32 t-CO2

(2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

○ 推進体制

(1) 対策の実施責任者は、会計センター総務室長とする。

(2) 会計センター総務室において、大臣官房会計課から定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量の報告を受け、目標達成の見込みを職員全員に周知する。

### 財務省財務局温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	402,967	261,157	250,711	▲37.8%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	6,631,099	4,995,556	2,259,547 (調整後)	▲63.1%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,115,537	4,124,353		
	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,750,389	3,457,380	782,898 (調整後)	▲81.5%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	4,234,827	2,586,177		
	(電気使用量)	kWh	8,949,792	8,241,028	7,828,977	▲12.5%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.531	0.420	0.250	▲0.223
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.473	0.314	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外	kg-CO2	1,880,710	1,538,176	1,476,649	▲21.5%	
その他	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	7,034,066	5,256,713	2,510,258 (調整後)	▲61.5%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,518,504	4,385,510		

### 財務省財務局温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%		— (2020 年度設置建築物数 : 38)	50
公用車に占める電動車の割合	%		67.8 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%		23.8 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		2.4 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ LED照明の導入

576 t-CO2

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### 1. 地方支分部局全体の推進体制

(1) 対策の実施責任者は、大臣官房地方課長とする。

(2) 大臣官房地方課長は、定期的に、財務局の温室効果ガス排出量を把握して、財務局にフィードバックする。

### 2. 各地方支分部局の推進体制

(1) 対策の実施責任者は各財務（支）局総務部長（北陸財務局は総務管理官、福岡財務支局は財務主幹。以下同じ。）とする。

(2) 各財務（支）局会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、総務部長に報告するとともに、幹部会等を活用して職員に周知する。

(3) 各財務（支）局総務部長は、目標の達成見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策及びソフト対策の検討を行い、幹部会等において対策の強化を指示する。

### 財務省税関温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	1,690,026	1,597,332	1,219,350	▲27.9%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	27,724,821	23,365,085	7,666,389	▲68.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	24,506,155	21,295,229	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	21,696,657	17,666,662	3,129,871	▲83.1%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	18,477,992	15,596,806	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	41,795,822	38,901,158	32,320,685	▲22.7%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.519	0.454	0.250	▲0.192
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.442	0.401	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外	kg-CO2	6,028,164	5,698,423	4,536,518	▲24.7%	
その他	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	29,414,847	24,962,418	8,885,739	▲66.1%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	26,196,181	22,892,561	(調整後)	

### 財務省税関温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%		— (2020 年度設置建築物数 : 39)	50
公用車に占める電動車の割合	%		34.3 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%		21.5 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		22.6 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- |                                 |       |       |
|---------------------------------|-------|-------|
| ・ 電動車の導入                        | 322   | t-CO2 |
| ・ LED照明の導入                      | 1,548 | t-CO2 |
| ・ 省エネ診断の結果に基づくエネルギー消費機器や熱源の運用改善 | 870   | t-CO2 |

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
  - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### 1. 税関全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、関税局総務課長とする。
- (2) 関税局総務課長は、定期的に税関の温室効果ガス排出量を把握して、税関にフィードバックする。

### 2. 各税関の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各税関総務部長（沖縄地区税関は総務担当次長。以下同じ。）とする。
- (2) 各税関会計課において、定期的に電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、関税局総務課長及び総務部長に報告するとともに、税関内職員全員に周知する。
- (3) 各税関総務部長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各部局にソフト対策の強化を指示する。

### 国税局温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	6,658,163	5,405,023	4,788,690	▲28.1%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	57,127,485	54,050,645	17,802,873	▲62.7%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	47,703,776	51,680,969	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	47,356,168	44,307,496	8,520,122	▲77.5%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	37,932,459	41,937,820	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	93,497,945	94,300,121	85,201,217	▲8.9%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.506	0.470	0.250	▲0.156
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.445	(調整後)	kg-CO2/kWh
電気以外	kg-CO2	9,771,317	9,743,149	9,282,751	▲5.0%	
その他	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	63,785,649	59,455,668	22,591,563	▲58.4%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	54,361,939	57,085,992	(調整後)	

### 国税局温室効果ガス削減対策及び目標

	(単位)	現状	2030 年度目標
		設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%
公用車に占める電動車の割合	%	32.5 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%	23.8 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	12.7 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 公用車更新時の電動車導入 616 t-CO2
- ・ 照明のLED化等 4,049 t-CO2

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ・ パソコンやコピー機等のこまめ対策

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### 1. 国税局全体の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、国税庁長官官房会計課長とする。
- (2) 長官官房会計課長は、定期的に、国税局の温室効果ガス排出量を把握して、国税局にフィードバックする。

### 2. 各国税局の推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、各国税局総務部長（沖縄国税事務所は次長。以下同じ。）とする。
- (2) 各国税局会計課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、幹部会等を通じて全職員へ周知する。
- (3) 各国税局総務部長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各税務署等にソフト対策の強化を指示する。

### 税務大学校温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013 年度	2019 年度	2030 年度目標	
					(13 年度比)	
公用車燃料		kg-CO2	12,511	9,708	8,644	▲30.9%
施設の エネルギー 使用	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,389,355	4,252,460	1,235,443	▲58.9%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,003,858	4,176,444	(調整後)	
	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,473,215	2,856,317	434,321	▲79.2%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	2,087,718	2,780,302	(調整後)	
	(電気使用量)	kWh	4,756,308	6,144,839	4,343,206	▲8.7%
	(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.520	0.465	0.250	▲0.189
	(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.439	0.452	(調整後)	kg-CO2/kWh
	電気以外	kg-CO2	916,140	1,396,143	801,122	▲12.6%
その他	kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,401,867	4,262,168	1,244,087	▲58.8%
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,016,369	4,186,152	(調整後)	

### 税務大学校温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030 年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%		— (2020 年度設置建築物数：5)	50
公用車に占める電動車の割合	%		50.0 (2019 年度)	100
LED照明の導入割合	%		15.1 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%		7.3 (2020 年度)	60

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 公用車更新時の電動車導入 1 t-CO2
- ・ 照明のLED化 7 t-CO2
- ・ 庁舎設備の更新 315 t-CO2

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
  - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は、税務大学校副校長とする。
- (2) 税務大学校総務課において、定期的に、電力・ガス・燃料等の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、実施責任者へ報告するとともに、全職員へ周知する。
- (3) 税務大学校副校長は、使用量等の報告を踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各地方研修所等にソフト対策の強化を指示する。

【合同庁舎】

中央合同庁舎 4号館温室効果ガス排出削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
			(単位)				
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,754,237	3,549,592	1,097,933	▲66.5%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	3,279,215	3,548,623	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,197,611	2,930,943	569,138	▲79.1%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,722,589	2,929,975	(調整後)	
		(電気使用量)	kWh	7,042,137	5,990,927	5,691,381	▲19.2%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.454	0.489	0.250	▲0.137
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.387	0.489	(調整後)	kg-CO2/kWh
		電気以外	kg-CO2	556,626	618,648	528,795	▲5.0%
その他		kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,754,237	3,549,592	1,097,933	▲66.5%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,279,215	3,548,623	(調整後)		

中央合同庁舎 4号館温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020 年度設置建築物数：1)	50
LED照明の導入割合	%	47.9 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	6.6 (2020 年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 照明器具のLED化

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者による入居官庁連絡会議において削減対策に取り組む。

庁舎全体	： 財務省大臣官房会計課長
国税庁部分	： 国税庁長官官房会計課長
内閣法制局部分	： 内閣法制局長官総務室会計課長
内閣府部分	： 内閣府大臣官房会計課長
消費者庁部分	： 消費者庁総務課長
復興庁部分	： 復興庁総括担当参事官
公害等調整委員会部分	： 公害等調整委員会事務局総務課長
農林水産省部分	： 農林水産省大臣官房経理課長
農林水産政策研究所部分	： 農林水産政策研究所会計課長
国土交通省	： 国土交通省大臣官房会計課長
海上保安庁部分	： 海上保安庁海洋情報部長
財務省部分	： 財務省大臣官房会計課長
	関東財務局理財部統括証券監査官

### (2) 庁舎管理室において、定期的に、電力・ガスの使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、各官庁に報告するとともに、各官庁の窓口課を通じて入居している全府省の全職員に削減対策の取り組みについて周知徹底を図る。

### (3) 庁舎管理室は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官庁にソフト対策の強化を依頼する。

### 札幌第1地方合同庁舎温室効果ガス排出削減計画

			2013年度	2019年度	2030年度目標		
					(13年度比)		
			(単位)				
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,797,320	3,114,029	1,150,475	▲69.4%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	3,762,395	3,175,008	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,003,550	2,307,416	368,060	▲87.6%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,968,625	2,368,395	(調整後)	
		(電気使用量)	kWh	4,365,625	3,717,777	3,680,599	▲15.7%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.688	0.621	0.250	▲0.430
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.680	0.637	(調整後)	kg-CO2/kWh
		電気以外	kg-CO2	793,770	806,613	782,415	▲1.4%
その他		kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,797,320	3,114,029	1,150,475	▲69.4%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,762,395	3,175,008	(調整後)		

### 札幌第1地方合同庁舎温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030年度目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020年度設置建築物数：1)	50
LED照明の導入割合	%	0.3 (2019年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0.0 (2020年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 温水配管からの放熱防止 211 t-CO2
- ・ 照明器具のLED化 70 t-CO2

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 外気導入量の削減（冷暖房時） 68 t-CO2
- ・ コンプレッサの吐出圧力削減 8 t-CO2
- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### (1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する札幌第1合同庁舎地球温暖化対策委員会（以下「対策委員会」という。）を中心に削減計画を実施する。

庁舎全体：札幌第1合同庁舎管理庁舎管理官

総務省部分：北海道管区行政評価局総務課課長補佐  
北海道総合通信局財務課課長補佐

法務省部分：札幌法務局会計課課長補佐

財務省部分：北海道財務局会計課課長補佐

厚生労働省部分：北海道厚生局総務課課長補佐

北海道労働局総務課課長補佐

札幌中央労働基準監督署業務課業務課長

水産庁部分：北海道漁業調整事務所総務課総務係長

経済産業省部分：北海道経済産業局会計課課長補佐

北海道産業保安監督部管理課課長補佐

国土交通省部分：国土院北海道地方測量部管理課総務係長

北海道開発局会計課課長補佐

環境省部分：北海道地方環境事務所総務課課長補佐

（独）製品評価技術基盤機構部分：北海道支所主任

### (2) 札幌第1合同庁舎管理庁舎においては、定期的に、電気・地域熱供給等の主要エネルギー使用量の取りまとめを行い、その集計値等を各入居官署の庁舎管理担当課等を通じ全職員に対してメール等により周知し、温暖化対策の意識を喚起するものとする。

### (3) 対策委員会は、削減計画の実施主体として、必要に応じ取組み強化のための措置を講ずるものとする。

## 横浜第2地方合同庁舎温室効果ガス排出削減計画

		(単位)	2013年度	2019年度	2030年度目標			
					(13年度比)			
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,987,930	3,888,954	1,464,778	▲58.4%	
		調整後排出係数使用	kg-CO2	3,519,714	3,806,995	(調整後)		
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,072,665	2,994,650	579,417	▲77.8%	
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,604,449	2,912,691	(調整後)		
		(電気使用量)	kWh	5,852,696	6,304,528	5,794,169		▲1.0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.475	0.250		▲0.195
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.445	0.462	(調整後)	kg-CO2/kWh	
	電気以外	kg-CO2	915,265	894,304	885,361	▲3.3%		
その他	kg-CO2	—	—	—	—			
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,987,930	3,888,954	1,464,778	▲58.4%		
	調整後排出係数使用	kg-CO2	3,519,714	3,806,995	(調整後)			

## 横浜第2地方合同庁舎温室効果ガス削減対策及び目標

		(単位)	現状	2030年度目標
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合				
LED照明の導入割合		%	13.5 (2019年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合		%	12.0 (2020年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 蛍光灯のLED照明への更新 530.9 t-CO2
- ・ 吸収式冷凍機、冷温水気をターボ冷凍機に更新 292.2 t-CO2
- ・ 高効率ボイラへの更新 45.8 t-CO2

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理 99.1 t-CO2
- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等

※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

### (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

- 庁舎全体 : 関東財務局横浜財務事務所
- 防衛省部分 : 南関東防衛局
- 法務省部分 : 横浜地方法務局
- 財務省部分 : 関東財務局横浜財務事務所
- 厚生労働省部分 : 関東信越厚生局麻薬取締部横浜分室  
神奈川県労働局  
横浜南労働基準監督署
- 農林水産省部分 : 横浜植物防疫所  
動物検疫所  
関東農政局神奈川支局
- 国土交通省部分 : 関東地方整備局  
関東運輸局  
第三管区海上保安本部  
横浜地方海難審判所  
運輸安全委員会横浜事務所
- 総務省部分 : 電波利用料企画室

(独)農林水産消費安全技術センター本部部分 : 本部横浜事務所

(独)海技教育機構部分 : (独)海技教育機構

### (2) 合同庁舎管理官は、定期的に、電力・ガスの使用量を専用部分の責任者に通知し、専用部分の責任者は、これをもとに温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各入居官署等の窓口課を通じて関係する全職員に伝達する。

### (3) 合同庁舎管理官は、共用部分を含めた全体の電力・ガスの使用量を把握し、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署等にソフト対策の強化を依頼する。

## 東京港湾合同庁舎温室効果ガス排出削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
			(単位)				
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,829,619	2,336,616	949,889	▲59.9%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,370,075	2,317,543	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,027,402	1,487,667	293,672	▲81.3%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	1,567,858	1,468,595	(調整後)	
		(電気使用量)	kWh	3,861,719	3,178,776	2,936,725	▲24.0%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.250	▲0.156
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.462	(調整後)	kg-CO2/kWh
		電気以外	kg-CO2	802,217	848,949	656,217	▲18.2%
その他		kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,829,619	2,336,616	949,889	▲59.9%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	2,370,075	2,317,543	(調整後)		

## 東京港湾合同庁舎温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020 年度設置建築物数：0)	100
LED照明の導入割合	%	3.4 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	12.0 (2020 年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ 省エネルギー診断による設備改修等

146 t-CO<sub>2</sub>

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ・ OA機器の削減
- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理

## ○ 推進体制

### (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

庁舎全体： 東京税関総務部会計課長

財務省部分： 東京税関総務部総務課長

法務省部分： 東京入国管理局 登録室長

厚生労働省部分： 東京検疫所 総務課長

農林水産省部分： 植物防疫所東京支所 庶務課長

動物検疫所 東京出張所長

国土交通省部分： 関東運輸局東京運輸支局 運行課長

第三管区海上保安部東京海上保安部 管理課長

### (2) 東京税関総務部会計課において、定期的に電力・ガス・冷温水の使用量をもとに、二酸化炭素排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告する。

### (3) 東京税関総務部会計課長は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各入居官署にソフト対策の強化を依頼する。

### さいたま新都心合同庁舎 1 号館温室効果ガス排出削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
			(単位)				
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	7,215,845	6,245,252	3,080,276	▲50.0%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	6,161,606	6,139,173	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	4,651,055	3,818,850	775,194	▲78.4%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	3,596,816	3,712,771	(調整後)	
		(電気使用量)	kWh	8,859,153	8,159,936	7,751,939	▲12.5%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.468	0.250	▲0.156
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.406	0.455	(調整後)	kg-CO2/kWh
		電気以外	kg-CO2	2,564,790	2,426,402	2,305,082	▲10.1%
その他		kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	7,215,845	6,245,252	3,080,276	▲50.0%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	6,161,606	6,139,173	(調整後)		

### さいたま新都心合同庁舎 1 号館温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020 年度設置建築物数：0 件)	50
LED照明の導入割合	%	46.0 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	0.0 (2020 年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

### (1) 設備改修等ハード対策

- ・ パッケージエアコンの更新 17 t-C02
- ・ 照明設備のLED化 636 t-C02
- ・ トイレの人感センサーによる不要時消灯 6 t-C02
- ・ 階段の非常灯兼用蛍光灯の照明輝度低減化 15 t-C02

### (2) 運転・管理等ソフト対策

- ・ 庁舎内における冷暖房温度の適正管理
  - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
  - ・ エレベーターの間引き運転及びエスカレーターの夜間停止等
- ※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は以下のとおりとし、これらの者で構成される委員会を設置する。

庁舎全体	： 関東財務局合同庁舎管理官
人事院部分	： 関東事務局総務課長
総務省部分	： 関東管区行政評価局総務課長
財務省部分	： 関東財務局会計課長
国税庁部分	： 関東信越国税局会計課長
国税不服審判所部分	： 関東信越国税不服審判所管理課長
厚生労働省部分	： 関東信越厚生局総務課長
経済産業省部分	： 関東経済産業局総務課長 関東東北産業保安監督部管理課長
環境省部分	： 関東地方環境事務所総務課長
警察庁部分	： 関東管区警察局会計課長
国土交通省部分	： 関東地方整備局総務課長

- (2) 合同庁舎管理官において、定期的に、電力・冷水・蒸気の使用量をもとに、温室効果ガス排出量及び目標達成の見込みを把握し、委員会に報告するとともに、各官署の窓口課を通じて入居している全官署の職員に周知する。
- (3) 合同庁舎管理官は、目標達成の見込みを踏まえ、必要に応じ、設備改修等のハード対策の追加を行うとともに、各官署にソフト対策の強化を依頼する。

### 広島合同庁舎温室効果ガス排出削減計画

			2013 年度	2019 年度	2030 年度目標		
					(13 年度比)		
			(単位)				
施設のエネルギー使用	基礎	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,126,552	3,728,191	1,115,026	▲59.1%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,724,856	3,832,060	(調整後)	
	電気	基礎排出係数使用	kg-CO2	2,403,997	3,121,245	514,149	▲74.3%
		調整後排出係数使用	kg-CO2	2,002,301	3,225,114	(調整後)	
		(電気使用量)	kWh	6,179,940	5,193,420	5,141,486	▲16.8%
		(基礎排出係数)	kg-CO2/kWh	0.389	0.601	0.250	▲0.074
		(調整後排出係数)	kg-CO2/kWh	0.324	0.621	(調整後)	kg-CO2/kWh
		電気以外	kg-CO2	722,555	606,946	600,877	▲16.8%
その他		kg-CO2	—	—	—	—	
合計	基礎排出係数使用	kg-CO2	3,126,552	3,728,191	1,115,026	▲59.1%	
	調整後排出係数使用	kg-CO2	2,724,856	3,832,060	(調整後)		

### 広島合同庁舎温室効果ガス削減対策及び目標

		現状	2030 年度目標
		(単位)	
設置可能な建築物における太陽光発電の設置割合	%	— (2020 年度設置建築物数：1)	50
LED照明の導入割合	%	7.4 (2019 年度)	100
調達する電力に占める再生可能エネルギー電力の割合	%	1.4 (2020 年度)	60

※ 本合同庁舎の「温室効果ガス排出削減計画」及び「温室効果ガス削減対策及び目標」については、入居している全ての官庁等を含めた合同庁舎全体の計画、削減対策等としている。

## ○ 主な削減対策と削減効果

- (1) 設備改修等ハード対策
    - ・ 蛍光灯のLED化による削減 48 t-CO2
    - ・ 人感センサーの設置 1 t-CO2
  - (2) 運転・管理等ソフト対策
    - ・ 冷暖房設定温度の厳格化、運転時間短縮等による削減 35 t-CO2
    - ・ 昼休み事務室内照明消灯、庁舎内照明の一部消灯等
- ※ 電気事業者の変更に伴う排出係数による影響については、今後、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することを検討していくものとする。

## ○ 推進体制

- (1) 対策の実施責任者は以下の者とし、これらの者で構成する委員会を設置する。
  - 庁舎全体：中国財務局総務部合同庁舎管理官
  - 人事院部分：中国事務局総務課長
  - 公正取引委員会部分：事務総局近畿中国四国事務所中国支所総務課長
  - 警察庁部分：中国四国管区警察局管財営繕係長
  - 防衛省部分：中国四国防衛局会計課課長補佐
  - 総務省部分：中国四国管区行政評価局総務課長
  - 法務省部分：広島法務局会計課長  
広島矯正管区庶務係長
  - 財務省部分：中国財務局会計課長
  - 国税庁部分：広島国税局会計課課長補佐
  - 国税不服審判所部分：広島国税不服審判所管理課長
  - 厚生労働省部分：中国四国厚生局総務課長  
広島労働局総務課課長補佐  
広島中央労働基準監督署業務課長
  - 農林水産省部分：中国四国農政局広島農政事務所統計部統計企画課長
  - 経済産業省部分：中国経済産業局総務課長
  - 国土交通省部分：中国運輸局総務課長  
中国地方整備局総務課長  
国土地理院中国地方測量部管理課長  
広島地方气象台総務係長
  - 環境省部分：中国四国地方環境事務所広島事務所自然保護官
  - 日本郵便（株）部分：広島合同庁舎内郵便局局長
  - （独）製品評価技術基盤機構部分：中国支所専門官
- (2) 合同庁舎管理官は、定期的に、電力・都市ガス等使用量をもとに温室効果ガス排出量及び目標達成見込みを把握し、委員会に報告する。
- (3) 合同庁舎管理官は、目標達成見込みを踏まえ、共通経費執行状況を勘案のうえ、必要に応じ、設備改修等により温室効果ガス削減対策の強化を図るとともに、入居官署等に対し、同対策の強化を依頼する。
- (4) 合同庁舎管理官は、入居官署等から目標達成のために効果的な提案があれば、対策委員会で随時検討し、有効なものは採用する。

ZEB (Net Zero Energy Building) の評価基準

			非住宅 <sup>※1</sup> 建築物							
			①建築物全体評価		その他の要件	②建築物の部分評価 (複数用途 <sup>※2</sup> 建築物の一部用途に対する評価) <sup>※3</sup>				
			評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量 <sup>※4</sup> 削減率			省エネのみ	創エネ <sup>※5</sup> 含む	評価対象における基準値からの一次エネルギー消費量 <sup>※4</sup> 削減率		その他の要件
			省エネのみ	創エネ <sup>※5</sup> 含む				省エネのみ	創エネ <sup>※5</sup> 含む	
『ZEB』			50%以上	100%以上	-	50%以上	100%以上	・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること		
Nearly ZEB			50%以上	75%以上		50%以上	75%以上			
ZEB Ready			50%以上	75%未満		50%以上	75%未満			
ZEB Oriented	建物用途	事務所等、学校等、工場等	40%以上	-	・ 建築物全体の延べ面積 <sup>※1</sup> が10,000㎡以上であること ・ 未評価技術 <sup>※6</sup> を導入すること ・ 複数用途建築物は、建物用途毎に左記の一次エネルギー消費量削減率を達成すること	40%以上	-	・ 評価対象用途の延べ面積 <sup>※1</sup> が10,000㎡以上であること ・ 評価対象用途に未評価技術 <sup>※6</sup> を導入すること ・ 建築物全体で基準値から創エネを除き20%以上の一次エネルギー消費量削減を達成すること		
		ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等	30%以上	-		30%以上	-			

※1 建築物省エネ法上の定義（非住宅部分：政令第3条に定める住宅部分以外の部分）に準拠する。

※2 建築物省エネ法上の用途分類（事務所等、ホテル等、病院等、百貨店等、学校等、飲食店等、集会所等、工場等）に準拠する。

※3 建築物全体の延べ面積が10,000㎡以上であることを要件とする。

※4 一次エネルギー消費量の対象は、平成28年省エネルギー基準で定められる空気調和設備、空気調和設備以外の機械換気設備、照明設備、給湯設備及び昇降機とする（「その他一次エネルギー消費量」は除く）。また、計算方法は最新の省エネルギー基準に準拠した計算方法又はこれと同等の方法に従うこととする。

※5 再生可能エネルギーの対象は敷地内（オンサイト）に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含める。（但し、余剰売電分に限る。）

※6 未評価技術は公益社団法人空気調和・衛生工学会において省エネルギー効果が高いと見込まれ、公表されたものを対象とする。